

亀岡市有機農業推進協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、亀岡市有機農業推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(区域)

第2条 協議会の区域は、亀岡市とする。

(目的)

第3条 協議会は、有機農業の推進を通じて農業に由来する環境負荷の低減を図ることにより、亀岡市における持続的な食と農に資することを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 有機農業の推進に係る調査事業
- (2) 有機農業で使用する優良な資材及び栽培技術の開発事業
- (3) 有機農業に関する人材の育成事業
- (4) 有機農産物の販売促進事業
- (5) 有機農業の啓発事業
- (6) 有機農業を活用した食育及び地産地消推進事業
- (7) その他、協議会の目的達成に必要となる事業

第2章 会員等

(会員)

第5条 協議会は、別表1に掲げる団体（以下「団体」という。）又は者をもって組織する。

- 2 協議会へ入会しようとする者は入会申込書を会長に提出しなければならない。
- 3 会員は、その氏名及び住所（団体にあつては、その名称、所在地及び代表者氏名）に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。

第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 監事 2名以内
- 2 会長は、第5条第1項の会員の中から総会において選任する。
 - 3 副会長及び監事は、会員の中から会長が指名する。

- 4 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。
- 5 役員に欠員が生じたときは、団体の後任の職にあるものをもって充て、その任期は前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第7条 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
- (2) 前号において不整な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

第9条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員解任)

第10条 協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合においては、協議会は、その総会の開催の日の30日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(顧問)

第11条 協議会は、必要に応じて顧問を若干名置くことができる。

第4章 総会

(総会の種別等)

第12条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会の議長は、会長が当たる。

3 通常総会は、毎年1回以上開催する。

4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会員現在数の2分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
- (2) 第7条第3項第3号の規定により監事が招集したとき。
- (3) その他会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第13条 前条第4項第1号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

2 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに書面をもって会員に通知しなければならない。

3 協議会は、必要があると認めるときは、国又は府の関係機関その他の会員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(総会の議決方法)

第14条 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。

2 総会の議事は、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

3 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。

(2) 事業報告及び収支決算に関すること。

(3) 諸規程の制定及び改廃に関すること。

(4) その他協議会の運営に関する重要な事項。

(書面又は代理人による表決)

第16条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに協議会に到着しないときは、無効とする。

3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を協議会に提出しなければならない。

4 第14条第1項及び第3項の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第17条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、第16条第4項により当該総会に出席したと見なされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏名

(3) 議案

(4) 議事の経過の概要及びその結果

3 議事録は、第20条第1項の事務局に備え付けておかななければならない。

第5章 幹事会

(幹事会の構成等)

第18条 協議会の業務を円滑に行うため、幹事会を置く。

2 幹事会は、第20条第2項の事務局長及び別表2に掲げるものをもって組織する。なお、幹事会の推薦により、会員の中から幹事に追加することができる。

3 幹事の中から幹事長を互選する。

4 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。

5 幹事会は、必要があると認めるときは、国又は府の関係機関その他の幹事以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(幹事会の権能)

第19条 次の各号に掲げる事項は、幹事会において協議する。

(1) 総会に付議すべき事項に関する事。

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事。

(3) その他幹事会において必要と認められた事項に関する事。

2 幹事会において、前項第1号にあっては総会開催の直前に、第2号及び第3号にあっては必要に応じて協議する。

3 幹事会は、必要に応じて部会を設置することができる。

第6章 事務局

(事務局)

第20条 協議会の業務を執行するため、亀岡市産業観光部農林振興課内に事務局を置く。

2 協議会は、業務の適正な執行のため、事務局長を置く。

3 事務局長は、亀岡市産業観光部農林振興課長が当たる。

4 協議会の庶務は、事務局長が総括及び処理する。

(業務の執行)

第21条 協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、会計処理規程によるものとする。

第7章 会計

(事業年度)

第22条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 出納閉鎖を翌年度5月末とすることができる。

(事業計画及び収支予算)

第23条 協議会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、事業開始前に総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第24条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の

開催の10日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書

但し、上記に代えて協議会の実態に沿った書類を作成することができる。

- 2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。
- 3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第20条第1項の事務局に備え付けておかなければならない。

第8章 協議会の文書取扱

(文書の発行名義人)

第25条 文書の発行名義人は、会長及び事務局長とする。ただし、事務連絡等の軽微な文書については、この限りではない。

第9章 財産

(財産の管理)

第26条 第4条第1項にある各事業を実施するために取得した財産（以下「財産等」という。）は、協議会又は協議会内部の部会（以下「部会等」という。）の所有とする。

- 2 部会等は、前項の財産等について、適正な管理に努めなければならない。

第10章 雑則

(細則)

第28条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、幹事会の承認を得た後、会長が別に定める。

附則

- 1 この規約は、令和4年3月11日から施行する。
- 2 協議会の設立初年度の役員の選任については、第6条第2項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第8条第1項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。

別表 1

会員
<ul style="list-style-type: none">・ 亀岡オーガニックアクション・ 亀岡市・ (一社) 亀岡市観光協会・ 亀岡市教育委員会・ 亀岡市農業委員会・ 亀岡商工会議所・ 亀岡地域農業再生協議会・ 亀岡料飲連合会・ かめまる有機給食協議会・ 京都先端科学大学・ 京都府南丹広域振興局・ (一社) 森の京都地域振興社 (DMO)

別表 2

幹事会
<ul style="list-style-type: none">・ 亀岡オーガニックアクション・ 亀岡市・ (一社) 亀岡市観光協会・ 亀岡市教育委員会・ 亀岡市農業委員会・ 亀岡商工会議所・ 亀岡地域農業再生協議会・ 亀岡料飲連合会・ かめまる有機給食協議会・ 京都先端科学大学・ 京都府南丹広域振興局・ (一社) 森の京都地域振興社 (DMO)